

## 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故から7年を迎えての会長声明

### 1 はじめに

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「本件事故」という）から7年が経過した。

本件事故においては、現在も福島県内外で5万人近くが、千葉県内だけでも2300人以上がいまだに避難生活を余儀なくされている。本件事故に伴う避難指示は、2017（平成29）年3月31日に浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区で、同年4月1日に富岡町で、一部を除き解除され、残る避難指示区域は、大熊町、双葉町の全域と近隣市町村の帰還困難区域である。さらに、これら避難指示が解除された区域における東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という）による慰謝料の支払は、本年3月をもって終了することが見込まれている。

### 2 本年4月以降も国及び東京電力は被害の実態に即した適切な賠償を行うべきこと

しかしながら、たとえ避難指示が解除されたとしても、ふるさとを失った現状に変わりはなく、多くの避難者にとって帰還の見通しは立っていない。避難元地域での医療や福祉等を含む復興は遅々として進んでおらず、報道によれば、9市町村に及ぶ旧避難指示区域に戻った住民の割合は全体でわずか15%程度にとどまる。

避難者はその地域での人と人のつながり、コミュニティを含む生活基盤を根底から丸ごと失ったのである。損害は不可逆的であり、一度その地域での生活基盤を喪失すれば、仮に帰還しても以前と異なる生活が待っているにすぎない。

したがって、当会は、このような避難者の現状と実態をかえりみず、復興の名のもとに避難元への帰還を事実上強いるかのような前記国及び東京電力の対応に対し、強く抗議するとともに、引き続き国及び東京電力に対し、被害の実態に即した適切な賠償を行うよう求める。

### 3 避難者の生活基盤回復のための恒久的な賠償・支援制度を新たに構築すべきこと

当会は、これまで、2012（平成24）年9月12日に「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償手続についての国及び東京電力株式会社に対する意見書」を公表し、本件事故による被害の本質を直視し、被害者の生活基盤の回復のための正当な賠償を求めたほか、2013（平成25）年5月13日には、「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権につき消滅時効の適用除外を求める意見書」を、2016（平成28）年12月9日には、「区域外避難者への住宅無償供与打ち切りに反対し、原発事故避難者の恒久的な住宅支援策を講じることを求める会長声明」を公表するなど、本件事故の被害者、避難者の被害の実態を踏まえた、個々人の生活基盤の回復につながる実効的な措置を求めてきた。

そして、2017（平成29）年3月17日に前橋地方裁判所、同年9月22日

に千葉地方裁判所，同年10月10日に福島地方裁判所において，それぞれ本件事故の被害者による，国と東京電力を被告とした集団訴訟に対する判決の言い渡しが行なわれているところ，これらの判決はいずれも，原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下，「中間指針等」という）により国が定型的に定めた賠償基準を超える損害を認めている。とくに千葉地裁判決は，中間指針等を，「避難を余儀なくされたものが共通して被ると考えられる避難生活に伴う慰謝料の最低限の基準を定めたもの」と明示した上で，これを超える慰謝料やその他損害を個別事情に基づいて認定した。同判決について特筆すべきは，従前暮らしていた地域コミュニティで日常生活を営み，人格を成長させる機会や生活基盤そのものを奪われたとして原告らが求めていた，いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」に対しても，同様の観点から，憲法13条等に基づき損害として認めたことである。また，同判決は，帰還困難区域に限らず，飯舘村等の旧居住制限区域や旧避難指示解除準備区域の避難者にも同様の損害が生じているとしているところ，これらのふるさと喪失の内実を有する損害は，中間指針等では認められていないものである。

これらの判決に加え，現在も全国各地において，中間指針等の枠組みにとらわれない損害を求めた集団訴訟が提起され，今後判決が予定されている。これら集団訴訟は，全国20以上の裁判所に係属し，原告数は全国で1万2000人を超える。

以上の司法判断及び本件事故により現在も続く被害の実態を踏まえると，国は，ふるさと喪失に関する被害を中心に速やかに中間指針等を抜本的に見直しする必要がある。さらに，中間指針等は，いわゆる原子力損害賠償法に基づき，東京電力の無過失責任と国の社会的責任を前提に，加害者である東京電力が賠償を受け入れることを前提に策定された基準にすぎないことからすれば，国は，国が法的責任を負うことを明らかにした司法判断を踏まえ，これを受け入れて自ら法的責任を認めた上で，本件事故の被害実態に即して真の生活基盤を回復するための賠償や支援に関する恒久的な救済制度を新たに構築すべきである。

#### 4 終わりに

終わりに当会は，本件事故から7年を経た今もなお多くの避難者が千葉県を含む全国各地で避難生活を余儀なくされている等，被害回復の途上にある現実を直視し，被害の事実を風化させることなく，引き続き本件事故の被害者の支援に全力を尽くすことを誓う。

2018（平成30）年3月14日

千葉県弁護士会

会長 及川智志